五九一一・四〇	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）	(10)
五九一一・九〇	その他のもの	CC
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物	
六〇・〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六〇〇一・一〇	ロングパイル編物	CC又は生地が一方若しくは双方の締約国の区域内において生機から浸染され若しくはなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであること。
	ループドパイル編物	
六〇〇一・二一	綿製のもの	(13)
六〇〇一・二二	人造繊維製のもの	(13)
六〇〇一・二九	その他の紡織用繊維製のもの	(13)
	その他のもの	
六〇〇一・九一	綿製のもの	(13)
六〇〇一・九二	人造繊維製のもの	(13)
六〇〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの	(13)
六〇・〇二	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。）	(13)
六〇・〇三	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下のものに限るものとし、第六〇・〇一項及び第六〇・〇二項のものを除く。）	(13)
六〇・〇四	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。）	(13)
六〇・〇五	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第六〇・〇一項から第六〇・〇四項までのものを除く。）	
六〇〇五・二一	漂白してないもの及び漂白したもの	(13)
六〇〇五・二二	浸染したもの	(13)
六〇〇五・二三	異なる色の糸から成るもの	(13)
六〇〇五・二四	なせんしたもの	(13)
	綿製のもの	
六〇〇五・三一	漂白してないもの及び漂白したもの	
	合成繊維製のもの	

六〇〇五・三二	浸染したもの	(13)
六〇〇五・三三	異なる色の糸から成るもの	(13)
六〇〇五・三四	なせんしたもの	(13)
	再生繊維又は半合成繊維製のもの	
六〇〇五・四一	漂白してないもの及び漂白したもの	(13)
六〇〇五・四二	浸染したもの	(13)
六〇〇五・四三	異なる色の糸から成るもの	(13)
六〇〇五・四四	なせんしたもの	(13)
六〇〇五・九〇	その他のもの	(13)
六〇・〇六	その他のメリヤス編物及びクロセ編物	(13)
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）	(14)
六一・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）	(14)
六一・〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(14)
六一・〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
	スーツ	
六一〇四・一三	合成繊維製のもの	(14)
六一〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの	(14)
	アンサンブル	
六一〇四・二二	綿製のもの	(14)
六一〇四・二三	合成繊維製のもの	(14)
六一〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの	(14)
	ジャケット及びブレザー	
六一〇四・三一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	(14)
六一〇四・三二	綿製のもの	(14)